

令和3年度 茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者募集要項

1 趣旨

第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、混合型特定施設入居者生活介護（以下「特定施設入居者生活介護」という。）事業所の設置及び運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）の公募を実施します。

本公募につきましては、サービスの質と安定した事業運営の担保が可能な事業者を確保する観点から、市内の既存特定施設入居者生活介護事業所の事業者のうち、増床を遅滞なく実施できる者を対象とする公募とします。

なお、本募集要項では利用者に事業者を選択する機会を提供する観点から、特定の事業所に増床数が偏することを避けるため、1計画あたり20床を上限として複数者を選定します。

※ 特定施設入居者生活介護の事業者は神奈川県指定ですが、茅ヶ崎市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画により整備目標値を定めており、神奈川県が指定する際も本市に意見を求められることから、本市が公募し選定するものです。

2 募集するサービスの種類、サービス基盤圏域及び床数

サービス種類	総募集床数	募集するサービス基盤圏域 (※2)
特定施設入居者生活介護	50床程度 (※1)	指定なし

※1 1計画あたり20床を上限とします。

※2 サービス基盤圏域については、第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（82頁）を参照してください。

3 増床時期

令和5年4月1日までに入居ができる状態にあること。

4 事業計画の要件

- (1) 市内の既存特定施設入居者生活介護事業所の増床に係る計画であり、当該既存事業所と一体的に運営する計画であること。
- (2) 増築を伴う増床については、既存特定施設入居者生活介護事業所の増築による増床に係る計画であること。
- (3) 他事業からの事業転換を伴う増床については、増床時期までに確実に事業転換が行われるよう、応募書類の提出時まで現入居者等との調整が完了していること。
- (4) 事業計画地は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内であり、本公募に係る事業所の整備が見込める土地であること。

5 応募者の資格要件

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項（第12号を除く。）及び

- 第115条の2第2項(第12号を除く。)に定める欠格事項に該当していないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
 - (3) 茅ヶ崎市指名停止等措置基準(平成12年2月1日施行)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
 - (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定による指示又は、営業停止を受けていないこと。
 - (5) 破産法(平成16年法律第75号)第30条に基づく破産手続き開始の決定がなされていないこと。
 - (6) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不能となっていないこと、又は、第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。
 - (8) 会社法(平成17年法律第86号)第514条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
 - (9) 国税、神奈川県税及び茅ヶ崎市税の滞納をしていないこと。
 - (10) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第2号から第5号までに規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体でないこと。
 - (11) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でないこと。
 - (12) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

6 応募の手続き

(1) 応募書類

応募を希望する者は、本募集要項に基づき、「6(3) 応募に関する提出書類一覧」に掲げる書類(正本1部と副本11部(コピー可))を「6(2) 応募書類の提出③提出先」に提出してください。

書類の提出にあたっては、書類の番号ごとに仕切紙を付け、書類の番号を記載したインデックスを貼付してください。また、書類は原則としてA4縦の両面印刷、平面図等はA3サイズを基本として、A4サイズに折りたたんでください。

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

様式の掲載場所

茅ヶ崎市 ホームページ

令和3年度 茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者の公募について

(<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/otoshiyori/chiiki/1043255.html>)

トップページ > くらし > お年寄り > 地域密着型サービス等 > 令和3年度
茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者の公募について
ページ番号 C1043255 (サイト内検索で入力いただくと当該ページにアクセス
できます。)

(2) 応募書類の提出

- ① 期間 令和3年5月20日(木)から令和3年7月30日(金)まで
※土曜日、日曜日、祝日を除く
- ② 時間 午前8時30分から午後5時00分まで
- ③ 提出先 茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課 支援給付担当
- ④ 提出方法 応募書類を提出する際は、事前に電話で日時の予約をしたうえで、応募者が直接持参してください。

※提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。

※応募書類を提出し、受理票が交付された後は、書類の差し替え及び追加は認めません。

(3) 応募に関する提出書類一覧

※市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めています。

番号	項目	留意事項	様式
1	茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者 応募書	所定の様式	様式1
2	茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者の公募に係る事業計画書	所定の様式 必要に応じて、茅ヶ崎市のまちづくり(建築や開発行為などによる土地利用についての規制や指導によって誘導を図るまちづくり)等に係る関係機関に相談し、「項番12」へ指摘事項等を記載してください。	様式2
3	法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	3か月以内のもの	—
4	法人代表者の経歴書	所定の様式	様式3
5	介護保険事業等運営実績一覧表	所定の様式	様式4

6	指導監査実施状況	既存事業所においては、直近の市区町村、都道府県、国が実施した指導又は監査の結果及び改善報告書の写し 様式4で掲げた事業所のうち、介護サービス事業所については、介護保険法に基づき、市区町村、都道府県、国が過去2年の間に実施した指導又は監査の結果及び改善報告書の写し(指導又は監査が実施されていない場合は省略可)	—
7	各階平面図・配置図	既存事業所部分も含む 各室の面積(内法面積)が記載されていること 事業転換を伴う計画については、転換前後の図面を添付し、転換箇所を明示すること	—
8	位置図・案内図	位置図：縮尺10,000の1程度 案内図：縮尺500分の1程度	—
9	土地・建物の登記事項証明書(全部事項証明書)及び公図	3か月以内のもの ※公図は対象の土地を赤線などにより囲い、区域を明らかにすること	—
10	土地・建物確保のための合意書等	土地の売買又は賃貸借等が確実にあることが証明できる書類(土地・建物が自己所有である場合は省略可)	—
11	協力(予定)医療機関との契約書等	医療連携が確実にあることを証明できる書類	—
12	納税証明書	国税の納税証明書(その3の3「法人税と消費税及び地方消費税」、法人県民税の納税証明書(神奈川県分)及び市町村税の納税証明書(法人市民税及び固定資産税)(茅ヶ崎市分)又は納税義務がない旨の申立書(様式5)	様式5
13	決算書	直近2年分の貸借対照表及び損益計算書(設立2年未満の法人は経過年分を提出)	—
14	誓約書	所定の様式	様式6
15	法人の事業概要を記した資料等	会社案内、パンフレット等	—
16	事業スケジュール	任意様式	—

7 質問書の受付及び回答

本募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

- (1) 質問できる者 応募の見込みを有する者
- (2) 質問受付期間 令和3年5月20日（木）午前8時30分から
令和3年6月23日（水）午後5時00分まで
- (3) 質問方法 （様式7）茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者の公募に係る質問書をファクス又は電子メールにて送付してください。
※電子メールで送付する際は、タイトルを「（法人名）茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者の公募に係る質問書」としてください。
- (4) 送付先 茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課 支援給付担当
（ファクス番号）0467-82-1435
（メールアドレス）koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp
- (5) 回答 質問に対する回答は、令和3年6月30日（水）に市ホームページ「茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者の公募について」に掲載します。なお、質問の内容が著しく審査に支障をきたす場合は回答しない場合があります。
- (6) 回答内容 募集要項等の内容と質問書への回答に相違のある場合には、質問書への回答を優先します。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問書への回答によるものとします。

8 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、応募者から提出された書類の内容を、「令和3年度 茅ヶ崎市特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に照らし審査します。

なお、一次審査の合計点が満点に対し、6割未満の応募者については、二次審査に進むことができません。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

応募者によるプレゼンテーションを実施したうえで、選定委員会による応募者のヒアリング審査を行います。プレゼンテーションは15分程度を予定しており、追加書類の提出は認めません。二次審査の詳細は、別途連絡します。

なお、二次審査の合計点が満点に対し、6割未満の応募者については、運営事業者として選定しません。

(3) 事業の実施を予定する運営事業者の決定

複数事業者からの応募により総募集床数を上回った場合、上記（1）、（2）の得点の合計をもとに優先順位を決定し、上位の計画から選定するものとします。なお、選定した床数の合計数が募集床数に近似する床数まで選定します。

※審査の結果、「選定事業者なし」とする場合があります。

(4) 選定辞退

辞退する場合は、速やかに選定辞退届（様式9）を提出してください。なお、運営事業者から選定辞退の申出があった場合は、(3)において、選定されなかった事業者の

うち最も優先順位が高い事業者を運営事業者として選定します。

9 選定結果の通知等

選定結果は、全ての応募者に文書により通知します。また、運営事業者として選定された事業者については、市ホームページで公表します。

10 選定後の手続き

運営事業者として選定された事業者は、指定権者である神奈川県と調整のうえ、増床に伴う必要な手続きを増床時期までに完了させてください。

なお、神奈川県が増床に伴う審査及び現地調査等を実施した結果、設備基準等を満たさないと判断した場合には、増床できないことがあります。

11 応募の無効

提出された書類に重大な不備や虚偽が認められる場合、応募に関し不適切な行為があったと認められる場合又はその他本事業の遂行に関し重大な疑義が認められる状況の場合は、応募を無効とします。審査前であるときは審査対象外とし、審査後であった場合には選定結果の取消とします。

この場合、他の応募者を運営事業者として選定する場合があります。

12 公募に係るスケジュール

令和3年

5月20日(木)	募集要項等の公開 応募書類の受付開始 質問書の受付開始
6月23日(水)	質問書の受付終了
6月30日(水)	質問に対する回答
7月30日(金)	応募書類の受付終了
8月中旬	一次審査(書類審査)
8月下旬	二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)
9月以降	選定結果通知 ※以後、神奈川県との間で増床に伴う必要な手続きを開始することとなります。

【以下、補助金の交付を希望する計画の場合】

令和3年

9月～ 補助金交付に係る協議(市・県)

令和4年

4月～6月 補助金交付申請及び交付決定(県)

7月～ 施設整備の実施(建築工事等)

1 3 応募の取下

応募を取下げる場合には、取下書（様式8）を市に提出してください。

1 4 その他留意事項

- (1) 事業の遂行にあたっては、土地所有者、近隣住民、その他関係者等とトラブルのないよう、運営事業者の責任で関係者等への詳細な説明を行ってください。
- (2) 応募書類等の作成及び提出に係る一切の費用は応募者負担となります。
- (3) 運営事業者に選定されなかったこと又は1 1の規定により応募が無効とされたことに伴い、応募者に生じた一切の損害について、茅ヶ崎市が責任を負うことはありません。
- (4) 運営事業者として選定された後でも、施設建設を確約するものではありません。事業の遂行にあたり、都市計画法をはじめとした関係法令・基準等を遵守のうえ、各種手続きについては、運営事業者の責任で行ってください。
- (5) 令和4年度の補助金は、国の地域医療介護総合確保基金を財源とする予定ですが、現時点では未定であるため、補助がない場合があることも踏まえて資金計画を策定してください。

1 5 事業内容の変更について

応募に際して市に示した事業計画に変更が生じる場合は、事前にその旨を本市へ書面にて報告し、承認を得てください。なお、変更については、神奈川県との増床に伴う手続き又は関係法令等に基づく指導によるものに限ります。

1 6 問合せ先

茅ヶ崎市福祉部高齢福祉介護課 支援給付担当

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（内線 2132）

ファクス 0467-82-1435